

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	竹島旺子
登録番号又は法人番号	84180559
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所名称	竹島行政書士事務所
事務所所在地	新潟県新潟市西区小針台7番24号
処分年月日	令和6年7月5日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	長期会費滞納 新潟県行政書士会会則第21条による納付すべき会費を正当な理由なく長期間滞納した。 よって、行政書士法第13条に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	新潟県行政書士会会則第22条（会費滞納者に対する処分の手続） 新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分） 新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）